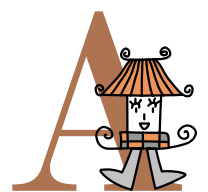


Q こんなときどうしたらいいの？



小・中学生が入院したときに、医療費の助成をどうしたら受けられるの？

Q 小・中学生が入院したときの医療費の助成はありますか？

A 医療費の助成を行っています。診療日に、田原本町に住所があることが条件になります。小学生は

平成22年8月診療分から、中学生は平成23年4月診療分から、それぞれ入院医療費が助成されます。(助成額は左上の表参照)

Q 申請の手続きはどこで行えますか？

A 住民保険課福祉医療係で行えます。次のものを窓口を持参し、手続きをしてください。

申請に必要なもの

- 氏名・保険点数・自己負担額が記載された領収書
- 健康保険証（入院した人の名前が記されたもの）
- 印鑑
- 金融機関の通帳（郵便局以外）
- 高額療養費支給決定通知書（該当する人のみ）

郵送による申請も受け付けています

次の書類を同封し、住民保険課福祉医療係へ郵送してください。

申請に必要な書類（いずれも写し可）

- 助成金交付請求書
 - 氏名・保険点数・自己負担額が記載された領収書
 - 健康保険証（入院した人の名前が記されたもの）
 - 高額療養費支給決定通知書（該当する人のみ）
- ※助成金交付請求書は、町ホームページから印刷、または住民保険課福祉医療係から取り寄せることで取得できます。

問・郵送先 〒636・0392 田原本町890の1 田原本町役場住民

保険課福祉医療係（☎34・2095）

入院医療費の助成額

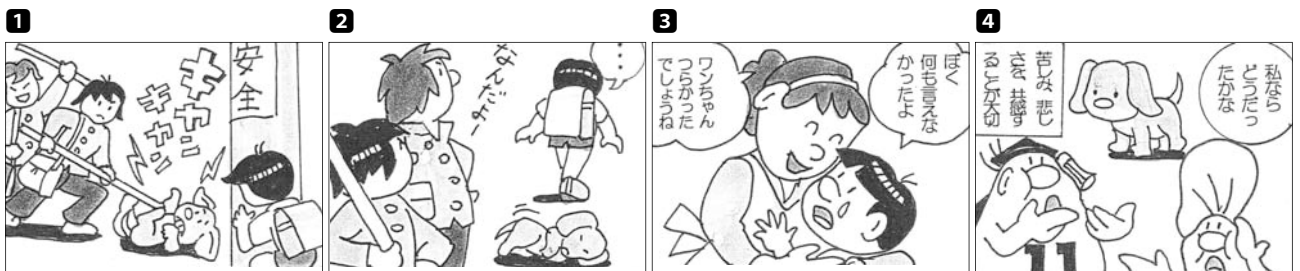
入院期間が14日未満の場合
保険診療にかかる自己負担額 - 500円

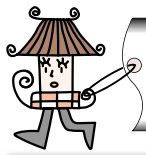
入院期間が14日以上の場合
保険診療にかかる自己負担額 - 1,000円

※1ヵ月、1医療機関ごとの助成額です。
※高額療養費などの、健康保険から給付される額を除きます。

てんいち先生

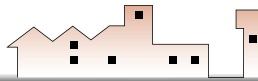
※「てんいち」とは、てん（英語の10）と、いち（1）を合わせて11（毎月11日は人権を確かめあう日）という意味です。





暮らしの情報

町民の皆さんの生活に関する情報を
紹介します。



健康

安全に医療を受けていただくために

- 誤認を防止するため、お名前をご自分で言っていたくようお願いしています。
- 疑問に思ったことは遠慮なくお尋ねください。

受診の際は、お薬手帳を持参しましょう

- 普段から服用されている薬がある場合は、説明書やお薬手帳を持参してください。
- アレルギーのある薬があればお知らせください。

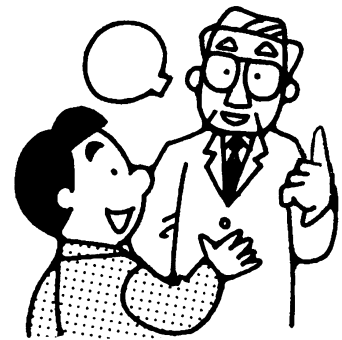
国保中央病院だより

国保中央病院 ☎ 32-8800

19

安全・安心な医療の提供

リスクマネージャー 大倉章代



近年、医療機関における医療事故の発生が大きく取り上げられ社会問題化しています。

私たちの病院においても、医療事故につながるような医療安全委員会を設置し、各部門から「ヒヤリとしたことや、ハツとしたこと」などをインシデントレポートとして報告してもらい、その内容の分類や集計を行うことで、原因分析や改善策を検討しています。また、病院内の巡回や館内外の安全点検、インフォメーション、医療安全に関する研修会や報告会などを行い、知識・技術の向上や安全な体制づくりに取り組んでいます。高度医療の進むなか、今後ますます患者―医療者のパートナーシップの強化が求められると考えます。患者・ご家族の人にも参加していただき、共に強い絆のもと安全・安心の確保に努めてまいります。

教育

老後の備えに！ 知ろう国民年金

こんなときには 届出が必要です

桜井年金事務所 ☎ 42-0033

町住民保険課国保医療・年金係 ☎ 34-2097

● 第2号被保険者
厚生年金や共済組合に加入している

● 第1号被保険者
自営業や農業・漁業の人とその配偶者、学生、フリーターの人などが対象となり、加入や種別変更の手続きは、町住民保険課・桜井年金事務所の窓口で行います。

● 国民年金の加入種別
届出をしましょう。

● 第1号被保険者
自営業や農業・漁業の人とその配偶者、学生、フリーターの人などが対象となり、加入や種別変更の手続きは、町住民保険課・桜井年金事務所の窓口で行います。

● 第2号被保険者
厚生年金や共済組合に加入している

● 第3号被保険者
第2号被保険者に扶養されている配偶者の人が対象になります。届出は、配偶者の勤務先を通じて行います。

人が対象になります。加入手続きは、会社や官公庁が行います。

届出が必要なとき	異動の内容	持参するもの
20歳になったとき (厚生年金や共済年金加入者、国民年金第3号被保険者を除く)	第1号被保険者になります。	・印鑑(本人自署の場合は不要)
退職したとき (厚生年金や共済年金加入者の場合)	第2号被保険者から第1号被保険者になります。(第3号被保険者に該当する場合を除く)	・印鑑(本人自署の場合は不要) ・年金手帳
配偶者に扶養されていたが、配偶者が厚生年金、共済年金を辞めたとき	第3号被保険者から第1号被保険者になります。	・退職日が確認できる書類 ※

※ 離職票・雇用保険受給資格者証・退職証明書・厚生年金資格喪失証明書など